

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

特別区人事委員会勧告に伴い、職員の給料表を改正するほか所要の改正を行なうもの

### 2 主な改正内容

#### (1) 給料表

公民較差を解消するため、平成 24 年 1 月 1 日から平均 0.20% の給料表の引下げを行なう。

＜改定を行なう給料表＞

行政職給料表(一)、行政職給料表(二)、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)

#### (2) 平成 24 年 3 月に支給する期末手当の特例措置

公民給与の実質的均衡を図るため、平成 24 年 3 月の期末手当について、所要の調整を行なう。調整に当たっては、本年 4 月から 12 月までの給与支給総額及び本年度中に支給された期末勤勉手当の合計額に公民較差率 0.20% を乗じて算出した額を平成 24 年 3 月期の期末手当から減じる。

### 3 規程整備の内容

別紙新旧対照表のとおり



## 職員の給与に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>（この条例の目的及び効力）</p> <p>第1条 この条例は職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>3 <u>この条例は、地方公務員法第25条第4項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（昭42条例4・平12条例25・一部改正）</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p style="text-align: center;">○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年4月1日 条例第9号</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、この条例を定める。</p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p style="text-align: right;">（昭42条例4・平12条例25・一部改正）</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2 省略</p> <p style="text-align: center;">付 則（この一部改正条例のもの）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 <u>この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>（施行日前の異動者の号給の調整）</p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡に必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p>（平成24年3月に支給する期末手当に関する特例措置）</p> <p>3 <u>平成24年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2アに掲げる医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除き、改正後の条例第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年葛飾区条例第3号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u></p> <p>（1）平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成23年4月1</p>

	<p>日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(改正後の条例第14条の2第2項に規定する葛飾区規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額</p> <p>(3) 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額</p> <p>4. 平成23年4月1日から平成24年3月1日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。</p> <p>5. 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)の平成24年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>6. 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
--	--